

奈良県営水道企業管理規程第六号

水道局
出先機関 各課

奈良県水道局標準的な職を定める規程（平成二十八年三月奈良県営水道企業管理規程第三号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

表一の項第二欄第二号中「同条第三項に規定する」を「同項第二号の二に規定する室長、同条第三項に規定する参事及び」に改め、同欄第三号中「課長補佐」の下に「同項第二号の二に規定する室長補佐」を加える。